

経 済 産 業 省

20260730 貿局第1号
輸出注意事項2026第13号
経済産業省貿易経済安全保障局

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和8年9月18日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年11月22日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後			現 行		
別紙第1 1～4 （略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））			別紙第1 1～4 （略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象
(1)～(40) （略）	(略)	(略)	(1)～(40) （略）	(略)	(略)
<u>(41) ペルフルオロアルカン酸(炭素数が九から二十一までのものに限る。)</u> （別名LC—PFC A）又はその塩		○	(新設)		(新設)
<u>(42) 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質であって、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令(令和八年厚生労働省、経済産業省、環境省令第六号)に規定するもの（(35)に掲げるペルフルオロオクタン酸関連物質に該当するものを除く。)</u>		○	(新設)		(新設)
<u>(43) チオリン酸O・O—ジエチル</u>	2921-88-2	○	(新設)	(新設)	(新設)

<u>—O— (三・五・六ートリクロ ロー二ーピリジル) (別名クロ ルピリホス)</u>					
<u>(44) ポリ塩化直鎖パラフィン (炭 素数が十四から十七までのも のであって、塩素の含有量が分 子量の四十五パーセント以上 のものに限る。) (別名MCC P)</u>	<u>85535-85-9</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後				現 行			
[付表 1] 2－1－1（5）輸出令別表第 2 の解釈の表				[付表 1] 2－1－1（5）輸出令別表第 2 の解釈の表			
輸出令 別表第 2 の項	輸出令別表 第 2 中解釈 を要する語	解 釈		輸出令 別表第 2 の項	輸出令別表 第 2 中解釈 を要する語	解 釈	
2 0 ～ 3 5	(略)	(略)		2 0 ～ 3 5	(略)	(略)	
3 5 の 3	(略)	(略)		3 5 の 3	(略)	(略)	
	化学物質の 審査及び製 造等の規制 に関する法 律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項 に規定する 第一種特定 化学物質	(略)			化学物質の 審査及び製 造等の規制 に関する法 律（昭和 48 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項 に規定する 第一種特定 化学物質	(略)	
		デクロランプラスが使用され ている以下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② 樹脂に防炎性能を与える ための調製添加剤 ③ 電子機器及び電気機器の 部品 ④ シリコーンゴム ⑤ 接着剤及びテープ				デクロランプラスが使用され ている以下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② 樹脂に防炎性能を与える ための調製添加剤 ③ 電子機器及び電気機器の 部品 ④ シリコーンゴム ⑤ 接着剤及びテープ	
		長鎖ペルフルオロアルカン酸とは、ペルフルオロアルカン酸 であって、炭素数が 9 から 2 1 までのものに限る。				(新設)	
		長鎖ペルフルオロアルカン酸 （ペルフルオロアルカン酸で あって、炭素数が 9 から 2 1 までのものに限る。）又はそ の塩が使用されている以下の 製品を含む。 ① 潤滑油 ② はつ水性能又ははつ油性				(新設)	

		能を与えるための処理をした 生地 ③ 塗料 ④ はつ水剤及びはつ油剤 ⑤ 接着剤及びシーリング用 の充填料 ⑥ 消火器、消火器用消火薬 剤及び泡消火薬剤 ⑦ はつ水性能又ははつ油性 能を与えるための処理をした 衣服 ⑧ はつ水性能又ははつ油性 能を与えるための処理をした 床敷物 ⑨ ワックス ⑩ 業務用写真フィルム					
		長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質とは、化学物質の審査 及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第42号 の規定に基づき化学物質を定める省令（令和八年厚生労働 省、経済産業省、環境省令第六号）に規定するもの（ペルフ ルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。			(新設)		
		長鎖ペルフルオロアルカン酸 関連物質が使用されている以 下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② はつ水性能又ははつ油性 能を与えるための処理をした 生地 ③ 塗料 ④ はつ水剤及びはつ油剤 ⑤ 接着剤及びシーリング用 の充填料 ⑥ 消火器、消火器用消火薬			(新設)		

		剤及び泡消火薬剤 <u>⑦ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u> <u>⑧ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u> <u>⑨ ワックス</u> <u>⑩ 業務用写真フィルム</u>					
		<u>クロルピリホス在使用されている木材用の防虫剤を含む。</u>				(新設)	
		<u>MCCPとは、ポリ塩化直鎖パラフィンであって、炭素数が14から17までのもののうち、塩素の含有量が分子量の4.5パーセント以上のものに限る。</u>				(新設)	
		<u>MCCPが使用されている以下の製品を含む。</u> <u>① 潤滑油、切削油及び作動油</u> <u>② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤</u> <u>③ 樹脂用の可塑剤</u> <u>④ 塗料</u> <u>⑤ はつ水剤及び繊維保護剤</u> <u>⑥ 接着剤及びシーリング用の充填料</u>				(新設)	
35の4～43	(略)	(略)		35の4～43	(略)	(略)	